○財務省告示第二百三十七号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）に基づき財務大臣が定める事項（平成十年三月大蔵省告示第七十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）に基づき財務大臣が定める事項（平成十年三月大蔵省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二項第三号を次のように改める。

(3)　予定営業所の位置が、製造たばこの販売数量が以下の各号のいずれか一に該当する営業所の周辺の場所にある場合で、当該営業所以外の既設営業所と予定営業所との距離が1に規定する表に掲げる距離に達している場合

①　営業所の所在地が繁華街（A）又は繁華街（B）の場合　月間24千本未満
②　営業所の所在地が市街地の場合　月間15千本未満
③　営業所の所在地が住宅地（A）の場合　月間12千本未満
④　営業所の所在地が住宅地（B）の場合　月間9千本未満

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前にされた申請に係る2の(3)の規定の適用については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第九十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月一日

文部科学大臣　下村　博文

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人岩手育英奨学会」を「公益財団法人岩手育英奨学会」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年八月一日から施行する。

○文化庁告示第三十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第七条の七第一項第一号、第二号及び第三号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年文化庁告示第二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月一日

文化庁長官　青柳　正規

第一条中「すべて」を「うち適切なもの」に改める。

第二条中「すべて」を「全て」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条中「社団法人著作権情報センター」を「公益社団法人著作権情報センター」に、「三十日」を「七日」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二に次のように加える。

五十七　FOLFOX6単独療法における血中5－FU濃度モニタリング情報を用いた5－FU投与量の決定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであって、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージⅣであると診断されたものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同じ。）又はがん薬物療法専門医であること。

③　FOLFOX療法について十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科又は腫瘍内科を標榜（ぼう）していること。

②　薬剤師が配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　当直体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。

⑨　届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

五十八　Verigeneシステムを用いた敗血症の早期診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

敗血症（一次感染が疑われるものであって、それによる入院から七十二時間以内の患者に係るものであり、かつ血液培養検査が陽性であるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　感染症専門医又は総合内科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科を標榜（ぼう）していること。

②　実施診療科において、感染症専門医又は総合内科専門医の医師が一名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　病床を二十床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。